

平安時代の宮中真言院について

鶴 浩一

はじめに

弘法大師空海は、入唐で体得した不空の「内道場」のシステムと「鎮護国家」という思想を、我が国においても実現、実践したいと考え、帰朝後弘仁元年には「國家の奉為に修法せんと請う表」一首を上表しており¹、承和元年十一月に「宮中真言院の正月の御修法の奏状」で、顯教の御齋会と同時に密教の修法を行うことを上奏し²、十二月二十九日太政官符により勅許された³。翌年より御齋会⁴と併に、「後七日御修法」が宮中真言院で、行われたとされている。

ところで「宮中真言院」に関する先学の研究は、江戸時代の裏松光世氏の『大内裏図考證』⁵に、若干の後七日御修法以外の事例が掲げられているのと、平岡定海氏の「宮中真言院の成立について」⁶が管見での文献であり、平岡氏の論旨も空海が何故宮中真言院を熱望したかという所まで、その後については言及していない。

又例えば『密教大辞典』では、

真言院 宮中後七日御修法の道場をいふ。(中略) 当院は承和元年弘法大師大唐内道場の例に準じて宮中に之を建立し、曼荼羅壇を造り、毎年正月後七日御修法を勤修せんことを奉請し、同二年に竣工す。爾来歴代東者長者は毎年定額僧二十一口を率ひて参院し御修法を勤修せしが、(中略) 長禄の頃に至るまで此の院に於て御修法を行へり。(後略)⁷

とあり、又『国史大辞典』は、

真言院 平安宮内裏の西南、中和院の西、豐樂院の北にあつた修法を行う道場。修法院、曼荼羅道場ともいう。(中略) 承和元年(八三四)十二月空海の奏請により、唐の内道場に准じて設置され(『続日本後紀』)以後ここで毎年正月の後七日御修法が行われることになった。「延喜式」には「凡真言法、毎年正月、起八日至十四日一七ヶ日於真言院修之」として御修法の式日を規定している。(後略)⁸

と二書共、後七日御修法のためだけの如き記述である。ただ『望月仏教大辞典』は、

真言院 京都大内裏八省院の北、皇居の西に在りし修法道場。又宮中真言院、修法院、或は曼荼羅道場とも称す。承和元年十一月空海の奏に依り始めて建立せられたるものにして、翌年正月八日より空海自ら此の道場に於て後七日御修法を始修し、爾後永く恒例となれり。(中略)

蓋し当院は後七日御修法勤修の道場なるも、尚ほ其の他の修法にも用ひられたり。即ち承和十年八月及び同十二年三月当院に於て宮中物怪祈攘、同十四年十一月息災法、天暦七年九月念佛奉仕、天德四年十月孔雀經法、応和二年十一月及び同三年十月火天供、長保二年十二月孔雀經法、同三年三月疫癪祈攘、寛弘六年一月孔雀經法等を修せられたるが如き是なり。（後略）⁹

と『大内裏図考證』が触れた以上に他の修法にも用いられたとする。

今回平安時代の宮中真言院に関する史料を古記録・古文書等から収集し、宮中真言院の実態の理解が得られればと考え、管見で一覧表を作製し、検討することとした。

一、宮中真言院

宮中真言院が大内裏の何所に存在したかに關して、『大内裏図考證』には

占地 諸図中和院西、和院平母中南面、八省院北○南都所伝一古図、距

中院大垣九丈○神泉苑所伝図、距豐樂院三十八丈、同南都所伝○拾

芥抄曰、真言院、有在八省院北○¹⁰

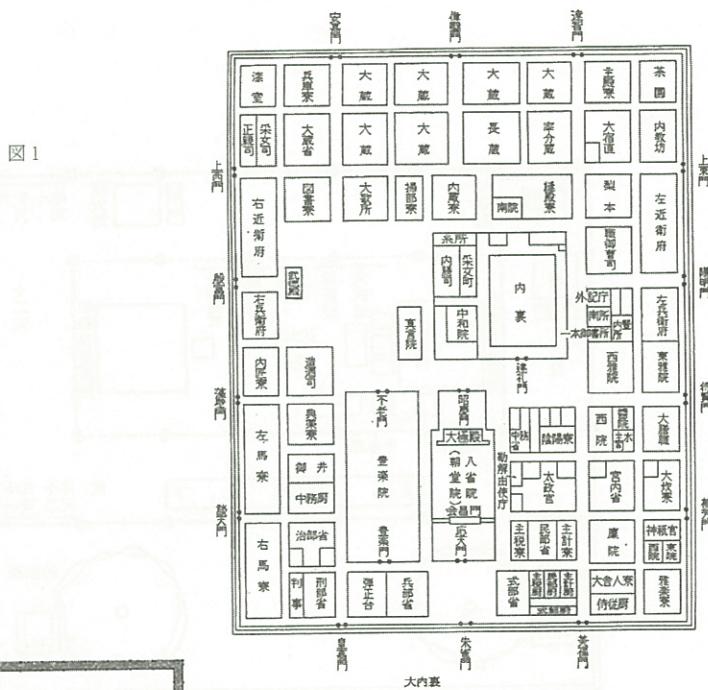
とあり、これを基に江馬 務氏は『新修有職故実』の中で上図の大内裏の中で真言院の位置を示している¹¹。（図1）

大内裏での位置は確定されたが、次に真言院の敷地面積、配置図に関しては、『大内裏図考證』は諸図書により校定した真言院図を示し、その下に

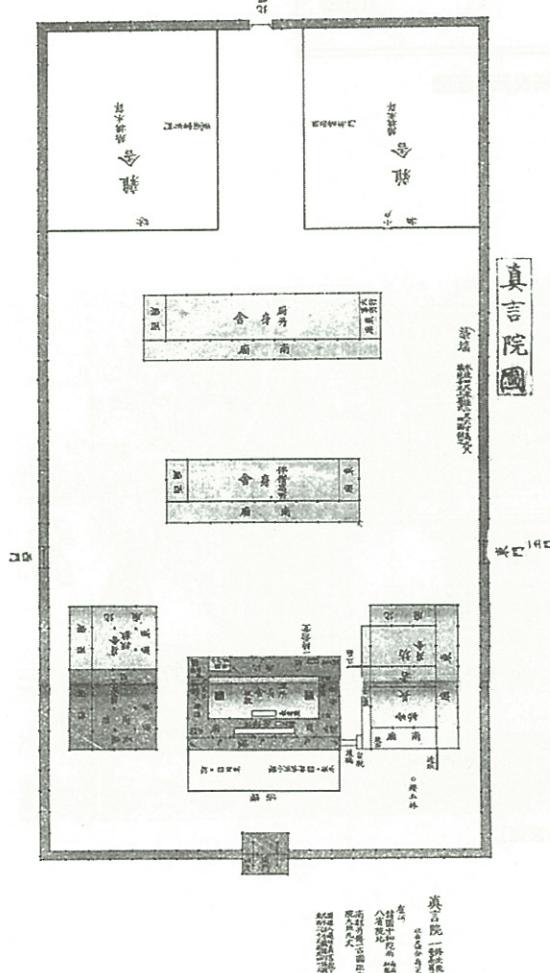
真言院を安ずるに、占地の丈尺は詳らかにあらず。今諸司の結構に拠り定めると、東西は二十丈、南北は四十丈となる¹²。と記載されている。この面積を現代風に表示すると約二、二三〇坪（約七、三三〇平方米）となり、この敷地の中に壇所・護摩堂・長者坊・伴僧宿舎・厨所舎及び雑舍が存在した¹³。この配置図に関しては『大内裏図考證』を基に今泉定介氏が編した図¹⁴が左の図2である。

真言院の中で最も重要な建物持念堂に関しては、『御質抄』が克明に図を示しており¹⁵、これを明確に書き改めたのが、藤井恵介氏の左の図3である¹⁶。又絵画化した宮中真言院は『年中行事絵巻』にみることができる¹⁷。

以上で宮中真言院の概観を終わりたい。



1



2

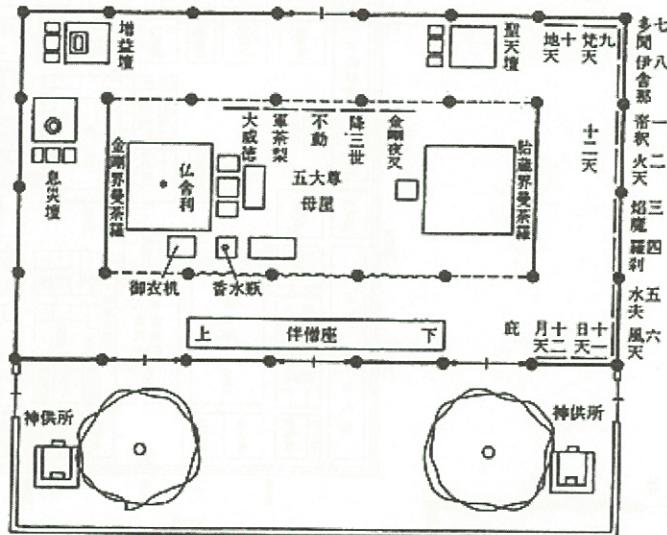
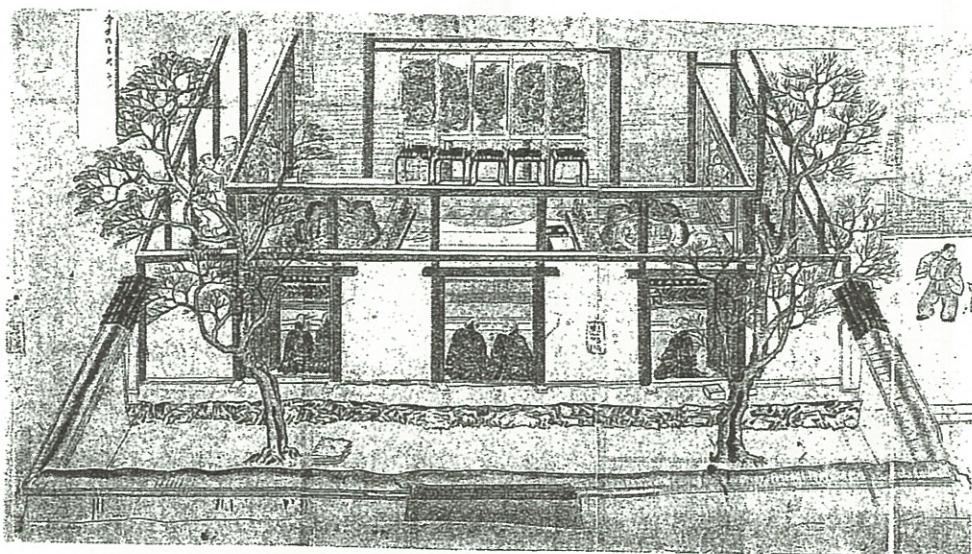


図3

宮中真言院壇所復元平面図



宮中真言院（『年中行事絵巻』より〔田中家蔵〕）

二、史料の検討

史料集から真言院の名称の初見と後七日以外の修法を分類し、検討を加えたい。又修法以外の事例、真言院の変転等をみてみたい。

1、名称

宮中真言院の名称に関しては、空海上奏文には単に

別に一室を莊嚴し、諸尊の像を陳列し、供具を奠布して真言を持誦せんと欲する¹⁸。

と記しており、名称には言及していない。

宮中真言院の名称の初見は、1の承和10年8月24日の条であり、『東寺長者補任』は、

承和二年長者大僧都空海正月八日宮中真言院に於て後七日御修法が始めて行こなわれ、重ねての宣旨が下され、勘解由司序をさしどめ、内道場真言院と号す¹⁹。

とあるが、始修の時に既に朝廷より名称をいただいていたとは考えにくい。十巻本の『伊呂波字類抄』²⁰によると、

真言院 在禁中 承和六年己未始立真言院是大僧都空一申出 仁明天皇御宇改勘解由序号真言院云々²¹

とあり、承和十年の『続日本後紀』に真言院の称号が現れるので、『伊呂波字類抄』の記載も信じられないことでもない。このことは『続日本後紀』の承和六年八月廿三日の条

真言僧十六口を請ふて、常寧殿に於て、息災之法を修せしむ。物恵有るなり。

を考えると、同じ物恵を攘するのに承和十年は真言院で行っている事実からも承和六年が妥当な成立年代とも考えられる。

2、後七日以外の修法

密教の修法で重要なのは息災と増益と考えられるが、ここでは示された修法、目的により区分を行う。

イ、為攘物怪

- 1、承和10年8月24日条
- 2、承和12年3月6日条

宮中真言院の史料の初めに現われるのが、宮中の物怪を払うための手法と陀羅尼法である。

口、息災法

3、承和14年11月21日条 11、天徳4年10月24日条 15、康保4年5月14日条

密教の修法の第一は息災法であり、3は何法で修せられたか判明せず、11は一番多い孔雀経法によつております、15は仁王經により修せられている。

ハ、孔雀経法

頻繁に現れるのが孔雀経法で、息災と祈雨に多用されており、『拾芥抄』²²の年中行事部第十四には

(前略)

三月 (中略)

撰吉日事

東大寺受戒 真言院孔雀経御修法 (中略)

九月 (中略)

撰吉日事

季御読経 真言院孔雀経法 (後略) ²³

と記載されている程であり、史料41治安2年5月28日条の「宮中真言院定置阿闍梨二人勤仕御願状」にも

就中年首、吉祥御願を七ヶ日夜の間、息災・増益二種の護摩を勤修し、並て毎月晦の御念誦、二季の孔雀経御修法等は、既に恒例となり云々と文書に記載されている如く、定期的に行われていた。それ以外の史料は、

7、天暦2年5月16日条 (祈雨) 11、天徳4年10月24日条 (息災) 27、長保2年12月23日条 (御修法) 30、寛弘6年1月25日条 (御修法) 31、寛弘7年10月26日条 (御修法) 42、治安2年5月28日条 (二季御修法) 50、延久5年11月10日条

57、承暦3年3月2日条 58、承暦4年6月2日条 60、承暦4年8月 日条 64、応徳3年7月29日条
67、寛治2年8月17日条 68、寛治7年9月26日条 (季御修法) 72、康和4年6月 日条

この中に於て、注目すべきは、27、長保2年12月23日条で、真言院が真言宗の独占ではない立証で、道長が命じたのは十四日に御修法の事示され、事の由を奏して、座主(覚慶)の許に仰を遣るべし

と命じ、十六日には

来る一十三日の御修法のその期は甚だ遠い。近い日をもつて、勘申せしむべし

とするも二十一日阿波權守源済政が

来る二十三日真言院で孔雀經法の御修法が始められる料物は、本宣旨は美濃國正税の春を下す所云々

と二十三日に天台座主覺慶によつて真言院において孔雀經法が勤修されている。『平家物語』といふ物語ではあるが、真濟が東寺で天台の御持僧惠亮和尚が真言院で、御祈競争を行つた例が卷第八「名虎」にみられる。

二、御念仏

10、天暦7年9月18日条

密教の僧に念仏を命じてゐる稀有な事例と考えられる。一般的に「念仏」とは仏を憶念することよりも、阿弥陀仏の口称の意が強く『西宮記』裏書「夕持二念佛」（即念佛尊勝陀羅尼一）の如き密教的陀羅尼を唱えることは考えにくい。

ホ、御念誦

19、天延1年5月22日条 20、天延1年6月22日条 22、永延2年2月18日条 23、永延2年2月27日条

42、治安2年5月28日条 78、承暦4年10月27日条

19、20からは三年四ヶ月に渡り、念誦僧も入れ替り立ち替り、延々と行われていた事がみられ、又42と78から毎月末三日間の晦念誦が定期的に勤修されていた事も判明する。

ヘ、火天供

12、応和2年10月25日条 13、応和2年12月29日条 14、応和3年10月26日条

本来密教では十二天を不動尊の周囲に配置して行う「十二天供」という修法は存在するが、その中の火天だけの供養法はないと考えられるが、全て寛空が朝廷から命じられて勤修しており、その目的は火事を慎むべきである。

ト、仁王経

15、康保4年5月14日条 59、承暦4年7月12日条

15は五ヶ所で廿日間仁王経を息災のために講じており、59は臨時の仁王会に会の責任者公盛朝臣が一定数の藏人と共に、真言院において六体の等身観音を迎えるとある。

チ、不動法

28、長保3年3月10日条 40、治安1年3月7日条 41、治安1年3月9日条

28は内裏五ヶ所で不動法を修して疫病を除くとし、40、41に日付は相異するが、五ヶ寺で疫癪を攘すため勤修している。

リ、修善

29、寛弘2年3月25日条

雅慶僧正が修善のため、如何なる経を読んだのかは『御堂闕白記』は記していない。

ヌ、愛染法

61、永保2年7月16日条

この愛染法は、5、承暦2年7月10日「阿闍梨伝燈大法師位範俊解」を併せて考えると興味深い。

56は権律師義範²¹が曼荼羅寺の雜務を執行すべきとの陳述書に対する抗弁書で、当時範俊²²が曼荼羅寺を管領していた。小野曼荼羅寺は九九〇年に仁海により創建され、仁海歿後は成尊が後を継ぎ成尊死後（一〇七四）暫定的に義範が管理し、一〇七八年に範俊が管領した。この範俊管領の時の文書が56である。

範俊と義範の関係は、義範が範俊より十五才年長であり、56の範俊の抗弁書の第一では、義範は肥後より上京し、たまたま已講蓮範の門下となつたが、蓮範が病気で隠居後成尊の門下となるも、成尊は義範に灌頂を受けなかつた。史実として義範は成尊歿後に仁和寺の性信に秘密灌頂を受けている。²³

他方範俊は七才の時に仁海自らの手で着袴の儀式を行つてもらひ、その時仁海は両親に「この童は私の門跡を継せしむべキだ。今より以後は東寺の三宝に奉り、それを祈つて毎日一灯を東寺に供養奉つるべし。」と云つたとある。そして叔父の成尊について出家、伝法灌頂を受け正嫡となつてゐる。

この両者の関係を踏まえて、61の『祈雨日記』の記載をみると、

今日神泉苑で阿闍梨範俊をもつて請雨經法を行わしめる。先例ではまず一宗の長者に仰せられる。次いでこの門徒に及ぶ。一宗の長者信覺僧正、一門の上臍は義範律師なり。義範山門に隠居していたためか、人は相をもつて傾る云々。範俊奏して云う。義範は吾が弟子なり。吾を超えてこの法を修すべからず云々。仍て宣を下しこれを修す。ここに義範思いうれい、醍醐山に登上し、真言に參籠して居して發願していう。大師三宝に願いを仰ぎ、吾れもし彼の弟子ならば、雨必ず降らせたまえ。もし又彼虚妄を奏するなら、雨降るべからず。と一心に誓願して三宝に祈念するに、ついに雨降らず。

範俊はこの間真言院において愛染王を勤修する云々

と義範の勝利を記述しているが、神泉苑で祈雨經法を行いながら、同時に真言院で愛染法の修法を行ふことは、論理矛盾と思える。

これと同様のお祈り競争が『平家物語』の卷第八にみられる文徳天皇の一の宮惟高親王のお祈りを紀僧正真済と四の宮惟仁親王のお祈りを母方

の祖父の御持僧比叡山の惠亮和尚との競馬・相撲での雌雄による天皇の位の決定にみられる。

御祈の高僧達、いづれか粗略あらむや。信済は東寺に壇をたて、惠良は大内の真言院に壇をたてておこなはれけるに、惠良和尚失せたりと披露をなす。信済僧正たゆむ心もやありけむ。惠良は失せたりといふ披露をなし、肝胆をくだひて祈られけり²⁹。

ル、観音供

65、応徳4年1月18日条 66、寛治1年4月18日条

観音供は、毎月十八日に仁寿殿、後に清涼殿で行われており、65が述べるごとく初めて真言院にて行われた³⁰。

ヲ、六字法

75、天仁2年7月28日条

『六字神呪経』『請觀音經』による修法でこの日真言院で始めて勤修されたとある³¹。

以上で真言院において行われた後七日御修法以外の修法の分類を終る。修法以外で真言院で行われた顯著な事例は五十五人の集団受戒であり、これは天皇即位による一代一度の仏舎利使の発遣³²にかかわりがあり、これに関する次に述べたい。

3、集団受戒

- | | | | |
|----------------|----------------|---------------|----------------|
| 16、安和2年5月26日条 | 17、天禄2年10月28日条 | 21、永延1年9月25日条 | 35、寛仁1年12月16日条 |
| 36、寛仁1年12月20日条 | 37、寛仁1年12月18日条 | 38、寛仁2年10月8日条 | 39、寛仁2年10月11日条 |
| 76、天永3年6月16日条 | 86、天養1年10月1日条 | | |
- 史料として始めて現れるのが16の安和二年（九六九）で五十五人の小僧に沙弥戒を受け、五十五社に各一人仏舎利を届けさせるとあり、その五十五社とは17によると五畿七道の名神社であり、仏舎利は各一粒を銀の壺に入れて納めている。
- この一代一度仏舎利使は、僧綱が差し出す沙弥を真言院にて、原則東大寺戒和尚が授戒し（76参照）、新造の銀壺に仏舎利を納め、新度僧に奉持させて、これに左右衛門の番長をつけ発遣する³³。発遣当日の儀式は、①沐浴した天皇が宇佐宮・石清水に奉獻する御装束・仏舎利をご覽になり（76参照）、②上卿以下は仏舎利使が所持する官符に捺印、③行事弁以下は真言院に参り、使僧を発遣する（76参照）。尚21の永延1年9月25日の条では、新度者の名字に諸社の社名の片字を付けている。
- この仏舎利使の初見は『日本紀略』天暦2年9月22日条に

この日、仏舎利を五十五社に奉つらる。僧各一人を使として差す。但し宇佐宮并に石清水には各法服一具を副え奉る例なり³²。

と記されているが、「例なり」とある事はそれ以前にも行われていたと考えられる。従つて仏舎利使としての新度僧の授戒も天暦二年（九四八）以前から真言院で行われていたと考えられる。
仏舎利使が発遣された名神社（16、21、は五十五社、38、86は五十七社）の具体的な社名は、宇佐宮・石清水・賀茂社・春日社が含まれているが、他の五十社余りは不明であるが、仏舎利使の発遣の前の大神宝使の発遣が五十二社でなり、二つの発遣が宇多天皇の時代とすれば、ほぼ同じであったとされる³³。

従つて36が嚴冬の十二月出発を延引し春二、三月（実情は十月）に変更するとき

極寒の比遠国に向わすの難いばかり、そこで和暖の氣を待つて使者を立せらるべし

ところで天皇即位の都度、仏舎利五十五粒が必要となるが、この仏舎利は何処から入手したと考えればよいのだろうか。『東寺仏舎利勘計記』等にも記録がないが、東寺以外から大量の仏舎利を提供できるとは考えられない。

以上で修法以外での真言院に關わる一代一度仏舎利使発遣のための度僧の授戒についての検討を終る。

4、師資伝授

6、天暦1年12月14日条

寛空が写瓶の弟子寛朝に、天暦二年五月に仁和寺において伝法灌頂阿闍梨位を传授した前後に行こなつた、金剛界法・胎藏界法・蘇悉地法の三種悉地法の伝授が、宮中真言修法院で執り行つたとする、寛朝に対する血脉文であり、三部法を仁和寺ではなく宮中真言院で行つたとする一種私的で特異な事例と考えられる。

まず天暦元年十二月金剛界法として『金剛頂蓮華部心念誦儀軌』一巻を、翌二年二月胎藏界法として『大毘盧舍那成仏神変加持經蓮華胎藏菩提幡標普通真言藏成就瑜伽儀軌』三巻を、伝法灌頂阿闍梨位伝授ののちの同年九月に蘇悉地法として『蘇悉地羯羅供養法』二巻を授けている。

5、真言院の変転

大風の被害

24、永祚1年8月13日条 62、応徳2年1月8日条 63、応徳3年1月8日条

24は大風で宮城の門、廊、多数顛倒し、この時真言院の雜舎も倒壊した。この日は左右京の人家等も無数に顛倒し、洪水と高潮で畿内の人畜、田畠水没し古今無比の天下の大災と記述されている。

62、63では応徳元年に真言院顛倒し、後七日御修法を二年にわたって大膳職で行つたとある。

火事の被害

92、安元3年4月28日条 93、治承2年1月8日条 94、治承2年1月14日条

応徳元年に顛倒し再建された真言院は92の『玉葉』巻二十四によると、28日樋口富小路辺から出火し、京中の入屋も多数焼亡し、内裏も焼亡した。焼亡した所は太極殿以下八省院の一切焼失した。それ以外にも民部省、式部省、真言院（両界曼荼羅も同様焼亡）等及び公卿家、殿上人以下の無数が焼失した。火事場泥棒、民衆騒ぎ、僧も俗とも奔走し、誠にこれは乱世の至であるとしている。

93、94は翌年歳入左少弁兼光が真言院再建に尽力し上野国に移転するも、未だ完成されておらず、伴僧宿所や供所は未完成で、内部の疊等も東寺より持参行つたとある。

6、定置の阿闍梨

42、治安2年5月28日条 52、承保1年9月15日条 55、承保3年2月21日条 80、保安2年12月4日条

史料42によると、真言院僧正済信が、宮中真言院に定置する阿闍梨二人をもつて勤仕させてほしいとの請願書で、毎月晦御念誦や、春秋の孔雀經法の御修法を勤修するため、東寺の定額僧二名をこの院の阿闍梨として定置する許可をいただきたいとあり、定置ということは常住を意味したのであろうか。

52、55、80の写本の奥書によると、52では「真言院に於て、受了奉つる」とあり、55では「真言院に於て、書き了る」、80も「真言院に於て移点終了し、真言院に於て申時許奉請了」とある。この三点の史料からは、当時他に真言院と称する寺院は、東大寺のみと考えられ、写本の表題は『如意輪瑜伽法要』『護摩法略抄』・『二字金輪儀軌』と密教に関するものであり、僧が常住せずに底本のみ真言院に存在したとは考えにくい。

史実とは異なるが、物語の『うつほ物語』³⁴の一巻「忠こそ」（継子出家物語）の主人公忠こそが、重陽の菊の宴に現われ嵯峨院がその後ねんごろに扱われ、朱雀帝に、

院奏せさせたまひて、真言院の阿闍梨になされぬ³⁵。

とあり、その後も、

真言院の律師、山籠りにしかば云々³⁶

真言院の律師、家など買ひて云々³⁷

されば真言院の律師のもとに、消息いひ遣はしつ³⁸。

と真言院の律師として忠こそが記述されていることは、十世紀には真言院にかかる定置の僧が存在していたと考えられるのではないか。ただし『うつほ物語』では「家など買ひて」とあり、常住していたとは考えにくいことも事実ではある。

7、十二天像

5、元慶8年3月26日条 48、長曆4年10月19日条 74、嘉承3年7月27日条 83、大治2年3月15日条

真言院持念堂にはいつの頃からか、北壁に五大尊、東廂に十二天像の画像が後七日御修法に用いられていた。

48は関白頼通が真言院の五大尊、十二天像が年を経て朽ち果てたのを丹後講師政円に画がかせた功績で重任させるとの命を下したとあり、長曆4年には旧来のものが新しい画像に変更されたことが判明する。74は五大尊、十二天像の多年の破損を修復した筑前国講読師永譽をその功により重任して欲しいという請願書であり、この年修復の手が加えられた事が理解される。尚この書は真言院は東寺の「別院をなす」と東寺の付属別院と記していることは注目される。83は大治二年に東寺宝藏が火災にあり、真言院の五大尊、十二天像が焼失し、東寺長者勝覺僧正が、威儀師覺仁に新しく画かせたとある。

真言院の十二天像に関しては、浜田隆氏が克明な研究成果を発表しておられる³⁹。それによると、空海の時代には不空の『金剛頂瑜伽護摩儀軌』のみでこれは八方天と梵天、地神の十天であったとする。事実空海には十二天という概念は著作に見当らない⁴⁰。

後七日御修法が軌道にのつたのは、嘉祥元年の東寺長者真済からであり、真言院の十二天を完成させたのは後入唐僧正宗叡であつたとされる。5の宗叡の卒伝では真言院東西壁の胎藏・金剛界曼荼羅は宗叡によるとあり、十二天についての記述は存在しないが、入唐時の師法全の編した『供養護世八天法』を請來した宗叡を

十二天画像を一セットとしてここに招請するにふさわしい人物は、宗叡を描いてほかに考えがたい⁴¹。

としている。宗叡が東寺長者として後七日御修法を勤修したのは、元慶三年（八七九）から同八年（八八四）であり、浜田氏の説によるところの六

年のあいだとなる。

仁海の『灌頂御願記』によると、当時真言院は持念堂と阿闍梨房のみ存在し、五大尊、十二天像に關しても

御等身五大尊五楨三副 破損

御等身十二天像十二楨三副 破損⁴²

とあり、これを仁海が新調したのが、48と考えられる。

東寺宝蔵に収藏されていた真言院の十二天像は以上を検討すると、宗叡が一セットを招請し（八七九～八八四）長暦四年（一〇四〇）仁海により政円に画かせ、嘉承三年（一一〇八）に筑前国講読師永誉により修復され、大治二年（一一二七）東寺宝蔵火災により焼失、威儀師覺仁が新しく画いて平安時代末にいたつたと考えられる。

おわりに

平安時代の宮中真言院については、成立したのが承和六年頃と考えられ、古記録等により理解し得たことは、決して後七日御修法を勤修するだけの道場ではなかつたことである。各種の修法が行われ、時に天皇即位の大嘗祭の後の一帯一度仏舎利使の發遣時の新度僧の受戒を東大寺戒和尚のもとで行われており、その下限も『日本紀略』天暦二年九月二十二日条を勘案すると、その一代前朱雀帝の承平二年（九三三）には仏舎利使の發遣があり、真言院で新度僧に受戒させたとみられる。特異な例としては寛空の寛朝への三部法の伝授もみられた。

真言院の建物に關しても、図2の構成が仁海が長者であつた万寿元年（一二〇一）から永寿元年（一二〇四六）において、『灌頂御願記』によれば、持念堂と長者房のみ存在したと記録され、応徳元年（一二〇八四）には颶風で倒壊し、応徳四年に再建されたと考えられ、その後安元三年の京の大火で全焼、左少弁兼光により再建されるが、この年は持念堂、長者房、行事所屋、四足門のみで、伴僧宿舎、護摩堂等は未完で、必要なものは東寺より後七日に持ち込んだとある。

持念堂に安置された宗叡が造営した両部の曼荼羅もこの時焼失した。後七日御修法時に東寺より持參用いられた十二天画像も宗叡の卒伝にみられる曼荼羅と同時期に造画使用されたと考えられるが、長保二年（一一〇〇）の東寺宝蔵焼亡日記には、南宝蔵より取出した物の中に「五大尊十二天各一舎⁴³」とあるも、『灌頂御願記』には「御等身五大尊五楨三副、御等身十二天像十二楨三副 破損」⁴⁴とあり、それを仁海が新造、嘉承三年に修復されたが、大治二年東寺宝蔵火災により焼失、新造され現在に至つては、目下のところ管見では史料がなく、判断が下せない。

註

1 「性靈集」卷四（『定弘全』第八 五三頁）。

2 「統性靈集」卷九（『定弘全』第八 一六二頁）。

3 「類聚三代格」卷二（『新訂増補國史大系』六七頁）。

4 応每年令修法事

右被從二位大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守宣備。奉 勅。宣依大僧都伝燈大法師位空海表。毎年宮中金光明会講經一七日間押真言宗解法僧二七人沙弥二七人。莊嚴一室。別令修法同護持國家。其成熟五殼。

承和元年十二月廿九日

4 称徳天皇神護景雲二年正月、大極殿に於て行われたのを始めとし、『延喜式』第二十一には「凡そ毎年正月八日に起りて、十四日に延び、太極殿に於て斎を設け、金光明最勝王經を講説する。請僧三十二口（講師・読師・呪願各一口法用四口聽衆二十五口）沙弥三十四口（講・読師の徒各二口、呪願以下の徒各一口）その講師は興福寺維摩会の講師を経たる者便ち之を講ず。読師は内供奉十禪師及び持律經久修練行三色の僧迭に以て請用す。但し當用の時は具に其の名簿并に次第を録し、先づ宮に申して処分を聽く。輒く恣にすることを得ず。聽衆は均しく六宗の学業にして聞ある者を択び、次第に之を講ず。天台宗の僧及び梵釈・常住等の寺の十禪師各一人亦之に預る。斎に前たつこと四日、名録して省に申し省は宮に申す」とあり、八省あげての大行事であった。又嵯峨天皇弘仁四年正月十四日に始めて殿内に於て、最勝王經の論議が行われ、以後恒例となりこれを内論義と称し、後七日御修法が行われるようになつてからは、東寺長者内論義に参内し、加持香水を行うようになった。吉田一彦『日本古代社会と仏教』の「御斎会の研究」（吉川弘文館一九八四年）に綿密な論考あり。

5 『大内裏圖考證第三』（『増訂故実叢書』卷第三十「真言院」）。

6 『密教學』第一号。後に『日本寺院史の研究』古代篇に収録。

7 『密教大辭典』一二六二頁。

8 『国史大辭典』卷七 八二六頁。

9 『望月仏教大辭典』二〇三一～三三二頁。

10 『大内裏圖考證第三』（『増訂故実叢書』三七二頁 吉川弘文館）。

『江馬 務著作集』第十卷 一四三頁 中央公論社 一九八八年。
『大内裏圖考證第三』三八六頁。

註12に同じ。

今泉定介編『真言院図』（『故実叢書 二輯五四』）弘文館 一九〇一年。

『御質抄』（『続群書類従』第二五輯下六六〇七頁の間）。

藤井恵介『密教建築空間論』一二五頁 中央公論美術出版 一九九八年。

『年中行事絵巻』平安時代末期の恒例、臨時の年中の公事、行事、祭礼、法会の盛儀を画図したもので、原本は寛文元年（一六六一）皇居炎上により消失するも土佐派の住吉家を再興した如慶が子供の具慶らと、後水尾院の院宣を奉じて模写した「住吉模本」が後に「田中本」として現存する。目的は鑑賞ではなく、記録保存用作品である。

『続性靈集』卷九（『定弘全』第八 一六二頁）。

『東寺長者補任』卷一（『続々群書類従』第一 四七四頁）。

『色葉字類抄』二巻本（天養年間～長寛年間）。三巻本（天養年間～治承年間）の増補本（鎌倉時代）。諸寺に関しては特に増補されており、例えばこの「寺」部には二・三巻本共「信貴」「書写山」の二件に対し、十巻本では「四天王寺」から始まり三十五寺記載されている。

『伊呂波字類抄』卷九・十 二四八頁 雄松堂出版 一九八七年。

川瀬一馬『古書の研究』によれば、暦応四年（一二三四二）閏四月から八月の間に成立したとされる百科事典（五一六頁）。

『禁秘抄考註・拾芥抄』（『新訂増補故実叢書』三七一～三七八頁）。

義範の伝記は『本朝高僧伝』卷五〇・『東寺長者補任』第二・『血脉類聚記』第四等にあり。

範俊の伝記『本朝高僧伝』卷五〇・『東寺長者補任』第二・『血脉類聚記』第四等にあり。

『本朝高僧伝』（『大日本佛教全書』第一〇三卷 六八九頁）。

『平家物語』卷第八「名虎」（『日本古典文学大系』45 七五頁 岩波書店 一九九三年）。

『年中行事秘抄』（『群書類従』六 四八五頁）。

正月十八日 仁寿殿観音供の事

余の月亦同じ。東寺長者これを勤む。

大裡に里ある時は、真言院においてこれを修す。

『元亨釈書』二六「寛治皇帝」（『大日本佛教全書』第一〇一卷三一八頁）。

仁寿殿觀音供絶つ。寛治六年、僧都經範法事の絶えるを奏す。（中略）帝範の言をもつて、然となし、此に至り清涼にて修し、今に絶えず。六字法の修法に関しては『御室相承記』に「六字法・（承徳三年七月）同月廿九日辛未、院御祈、伴僧八口」とある（『仁和寺史料』寺誌篇一吉川弘文館三〇頁一九六四年）。

一代一度仏舍利使の発遣、天皇即位により行われる奉幣には①御即位由奉幣（伊勢）、②御即位大奉幣（伊勢及び五畿七道諸社）、③大嘗会大奉幣（伊勢及び諸社）、④大嘗会由奉幣（伊勢）、⑤大神宝使（伊勢及び五畿七道諸社）、⑥仏舍利使（諸社五十五社）の六種があり、その最後が三年目の仏舍利使発遣である。

『西宮記』（『神道大系』朝儀祭祀編 四五六頁一九九三年）。

『日本紀略』（『新訂増補国史大系』後 五九頁）。

33 32 31 30 29
井後政晏「一代一度大神宝使の研究」（『続大嘗祭の研究』一七五頁 皇學館大学出版部 一九八九年）。

『左經記』寛仁元年十月二日条による一代一度大神宝使の発遣の神社は、（特別の幣）伊勢、度会、宇佐二所、石清水二所、賀茂上下、紀伊国日前国懸、（山城国）園并韓神、稻荷、松尾、平野、大原野、（大和国）春日、大和、大神、石上、率川、（河内国）恩知、平岡、（摂津国）住吉、大依羅、生田、長田、（東海道）伊勢国多度社、尾張国熱田、駿河国浅間、伊豆国三島、下總国香取、常陸国鹿島、（東山道）近江国日吉、美乃不破、信乃須波、上野貫前、下野二荒、陸奥塙竈、出羽大物忌、（北陸道）若狭若狭彦、越前氣比、能登氣多、加賀白山、（山陰道）出雲熊野、杵築、（山陽道）播磨伊和、美作中山、備中吉備津彦、安芸伊都岐島、（南海道）伊与大山津見、（西海道）筑前宗像、住吉、筑後高良、豊前宇佐、香椎、石清水姫、肥後阿蘇の五十九社を列挙している。このうち伊勢、度会は仏事を厳格に排除するので除外して、他の神社は大神宝使と仏舍利使の発遣はほぼ同一と做しても良いと考えられる。

34 33 32 31 30 29
『うつほ物語』は、中野幸一氏によると、円融帝の天元（九七八）以後一条朝の初期にかけてのほぼ十年間に成立したとされる『新編日本古典文学全集』『うつほ物語』（③六四四頁）。

35 34 33 32 31 30
『うつほ物語』「吹上」下 同前①五三八頁。

36 35 34 33 32 31
同前「藏開」中②四八九頁。

37 36 35 34 33 32
同前「藏開」下②五九七頁。

38 37 36 35 34 33
同前「國譲」中③一七九頁。

39 38 37 36 35 34
浜田隆「十二天画像の研究」（『仏教藝術』44。49。71。73号。一九六〇年。一九六四年。一九七〇年。）。

『拾遺雜集』の「金剛峯寺を建立する最初に鎮守を勧請する啓白文」に「然らば則ち院廊の十方の壇、十部、十二天各方を鎮め云々」と一文あるも、高木訖元氏は『弘法大師空海全集』七で、後世の偽作であろうとしている(『同書』一六八頁)。

浜田隆 71号 七一页。

『灌頂御願記』(『大日本佛教全書』四九卷 六七頁)。

『平安遺文』五三三頁。

註42に同じ。

凡例

- 一、真言院に関する「後七日」以外のものを採集
- 二、発生の古い年代より番号を付す
- 三、出典の頁数、出版社等省略

番号	年 月 日	内 容	出 典
1	承和 10 · 8 · 24	請百僧於大極殿。転誦大般若經。亦分廿僧於真言院修法五ヶ日間諸司潔斎。為攘物恠也。	請百僧於大極殿。転誦大般若經。亦分廿僧於真言院修法五ヶ日間諸司潔斎。為攘物恠也。
2	承和 12 · 3 · 6	請名僧百口。限以五ヶ日。於紫宸清涼常寧等殿及真言院。転誦大般若經。兼修陀羅尼法。以有物恠也。	請名僧百口。限以五ヶ日。於紫宸清涼常寧等殿及真言院。転誦大般若經。兼修陀羅尼法。以有物恠也。
3	承和 14 · 11 · 21	屈五十僧於清涼殿。日転金剛般若。夜修十一面法。兼令十四口僧修息災法於真言院並以三ヶ日為限焉。	屈五十僧於清涼殿。日転金剛般若。夜修十一面法。兼令十四口僧修息災法於真言院並以三ヶ日為限焉。
4	嘉祥 2 · 1 · 26	伝燈大法師位寿寵言。以伊勢国多度大神宮法雲寺。為真言別院。即為護國家。兼奉鎊大神者。依請許之。	伝燈大法師位寿寵言。以伊勢国多度大神宮法雲寺。為真言別院。即為護國家。兼奉鎊大神者。依請許之。
5	元慶 8 · 3 · 26	宗叡卒伝。(前略)奉為國家、造胎藏金剛兩部大曼荼羅、安置宮中修法院持念堂(後略)	宗叡卒伝。(前略)奉為國家、造胎藏金剛兩部大曼荼羅、安置宮中修法院持念堂(後略)
6	天暦 1 · 12 · 14	寛空授寛朝血脈文 金剛界法 金剛頂蓮華部心念誦儀軌一卷 天暦元年十二月十四日於宮中真言修法院伝受之 胎藏界法 大毘盧舍那成仏神変加持經蓮華胎藏菩提幢標普通真言藏成就瑜伽儀軌三卷	寛空授寛朝血脈文 金剛界法 金剛頂蓮華部心念誦儀軌一卷 天暦元年十二月十四日於宮中真言修法院伝受之 胎藏界法 大毘盧舍那成仏神変加持經蓮華胎藏菩提幢標普通真言藏成就瑜伽儀軌三卷
843	西暦		
845			
847			
885			
947			

		11		10		9		8		7
		960		953		953		950		948
		天德 4 · 10 · 24		天曆 7 · 9 · 18		天曆 7 · 1 · 8		天曆 4 · 1 · 15		天曆 2 · 5 · 16
		於真言院修孔雀經法伴僧廿口限七日為息災也		寬空僧正於真言院修孔雀經法卒伴僧廿口限七日為息災也		仰僧都寬空可奉仕真言院御念佛事		七年權少都寬空		於大極殿請百口僧、讀大般若經、又遣律師寬空等於真言院、修孔雀經法、依祈甘雨也
		大僧都寬空於真言院修孔雀經法伴僧廿口限七日為息災也		寬空僧正於真言院修孔雀經法卒伴僧廿口限七日為息災也		寬空僧正令奉仕真言院御念佛事		於仁壽殿以律師鎮朝修法限七日竟之、十五日此日修法了、律師鎮朝卒番僧參上加持了		大極殿行臨時御說經、神泉苑可修請雨經法、而降雨、止請雨經法、於真言院令修孔雀經法
名帳		後七日御修法阿闍梨		延喜天曆御記抄		仁和寺御伝		後七日御修法阿闍梨		東寺仏舍利勘計記
		延喜天曆御記抄		仁和寺御伝		仁和寺御伝		延喜天曆御記抄		貞信公記抄
		後七日御修法阿闍梨		延喜天曆御記抄		仁和寺御伝		後七日御修法阿闍梨		日本記略

19	18	17	16	15	14	13	12
973	973	971	969	967	963	962	962
天延 1 · 5 · 22	天錄 4 · 1 · 15	天錄 2 · 10 · 28	安和 2 · 5 · 26	康保 4 · 5 · 14	應和 3 · 10 · 26	應和 2 · 10 · 25	應和 2 · 10 · 25
真言院僧都寬靜被奏云從去月十五日令修御念誦、已可及數月、如此之間、皆以身代令奉仕是例也、其例如右、寬靜以東寺定額僧安藏大法師嘉祥寺法賢法師等可為身代	權少僧都寬靜天錄四年正月十五日於真言院勸計	五畿七道名神社五十五社、差僧一人每社奉舍利一粒、入銀壺	於真言院出家童五十五人沙弥戒、是五十五社合持仏舍利之故也	始從今日於真言院東寺雲林寺蓮台寺寒相寺講仁王經限廿ヶ日竟之為息災也	於真言院令權僧正寬空修火天供	寬空僧正於真言院令修火天供	令權僧正寬空於真言院供火天
親信卿記	東寺仏舍利勸計記	日本紀略	日本紀略	河海抄卷五	延喜天曆御記抄	仁和寺御伝	日本紀略
							仁和寺御伝
						延喜天曆御記抄	
							寬空僧正於真言院修火天供限五ヶ日

25	24	23	22	21	20	
991	989	988	988	987	973	
正曆 2 · 6 · 4	永祚 1 · 8 · 13	永延 2 · 2 · 27	永延 2 · 2 · 18	於真言院童子五十五人剃頭令受戒、名字付諸社序字、來廿七日可被遣仏舍利便之故也	真言院御念誦結願也、仍給僧等各度者一人之由、向僧都房仰之 阿闍梨一口、番僧四口・行事僧一口合六口也、御念誦去安和二年九月以後、去年十二月以往退転不被修統也、	天延 1 · 6 · 22
裔然法橋文殊像事、正曆二年六月三日庚午大宋國 <small>謂大唐</small> 文殊像入京四日辛未法橋裔然示送云。文殊像昨日被奉迎攝政第。以皇太后宮職 <small>御曹</small> 過十一日神今食。可被安置真	大風宮城門舍多以顛倒、承明門東西廊（中略）真言院、并諸司雜舍（中略）人畜田畠為之皆沒、死、丁、損割、天下大災、古今無比、	大僧都元果卒四口伴僧於真言院奉仕御念誦如御修法云々限三ヶ日修之、大月廿八日始、小月廿七日始、年紀多隔久不被行、今日 □ 雜物以内藏寮請奏、下宣旨於大炊寮伴御念誦初日御淨食明日朝干飯又御精進	真言院御念誦事	京畿七道諸神奉仏舍利	於真言院童子五十五人剃頭令受戒、名字付諸社序字、來廿七日可被遣仏舍利便之故也	真言院御念誦結願也、仍給僧等各度者一人之由、向僧都房仰之 阿闍梨一口、番僧四口・行事僧一口合六口也、御念誦去安和二年九月以後、去年十二月以往退転不被修統也、
三僧記類聚十	日本紀略	日本紀略	小右記	小記目錄第十	日本紀略	親信卿記

云々去安和二年九月以來、天祐二年十一月
以後四十ヶ月科百廿余也 許所申

30	29		28		27	26	
1009	1005		1001		1000	1000	
寛弘 6 ・ 1 ・ 25	寛弘 2 ・ 3 ・ 25		長保 3 ・ 3 ・ 10		長保 2 ・ 12 ・ 23	長保 2 ・ 11 ・ 26	
長者僧正雅慶　或記云自正月廿五日於真言院修去冬季孔雀經法	於真言院以雅慶僧正初御修善	於真言院修攘癘法	於宮中五ヶ所被始不動法事　自今夜為攘癘於宮中五ヶ所被修不動法 <small>中道仁寿殿前大僧正視修 (中略) 西方真言院少僧都</small>	可奉仕御修法事。内裏前大僧正觀修。(中略) 西真言院少僧都濟信。伴僧十五口行事掃部助料米五十石信方米下文奉僧都(中略) 不動法之中有除疫病之法云々仍所被始行也	十二月十四日(中略) 被示御修法事。奏事由可遣仰座主(覺慶)許。廿一日(中略) 阿波權守濟政示云來表廿三日被始真言院孔雀經御修法。料物本宣旨所下美濃國正稅正稅春(後略)	東寺寶藏燒七日記(前略) 北寶藏納置燒失物等(中略) 真言院後七日修法記(以下略)	真言院
東寺長者補任	東寺長者補任	御堂閑白記	仁和寺御伝	修法要抄	權記	東寺百合文書	

36	35	34	33		32	31		
1017	1017	1017	1014		1013	1010		
寛仁 1・ 12・ 20	寛仁 1・ 12・ 16	長和 6・ 1・ 8	長和 3・ 1・ 13		長和 2・ 1・ 7	寛弘 7・ 10・ 26	或記云寛弘六年正月廿五日僧正雅慶真言院孔雀王經法始行之云々	
早旦內供使法師來云。昨日隨身沙弥參真言院。終日祇候。無行事。僧俗沙弥并童部等數多參來歸去了。或云。延引了。來年二三月改定又了者。(中略)極寒之此可難	宰相東帶重來云。只今參內者。昨日內供良円言送云。依綱所廻文。十九日可奉童一人。即於真言院剃頭。預給仏舍利。可被奉神社。件事不知案內。臨極寒忽赴遠國。可無為術者。仍呼威儀師觀峯問案內。云。十九日早旦。以童若沙弥可奉真言院但可具髮剃法服等。受五戒了。廿一日重參入。請給仏舍利・度縁等。可參各神社者。(後略)	御斎會如常。御衣遣大元法所・真言院。以頭巾將示送右府	前大僧都濟信深覺大僧都後七日故障之間後七日法勤行。前長者無官人勤此役。希代之例也。同十四日任權僧正還任長者并法務。參加持香水。無官人無先例故也。	僧正濟信真言院長和三年正月十三日所計	東寺長者補任	衛門府糧料下用注文八斗八升依宣旨於真言院被修孔雀經御修法乳木用途料 以表衣志前大僧都濟信仰可奉仕真言院御修善由。是長者深覺依有惱事件前僧都大長者也	九條家本延喜式卷卅 御堂闕白記 裏文書	東寶記七
小右記		小右記	御堂闕白記	東寺仏舍利勘計記				

	42	41	40	39		38	37	
	1022	1021	1021	1018		1018	1017	
	治安 2 · 5 · 28	治安 1 · 3 · 9	治安 1 · 3 · 7	寬仁 2 · 10 · 11		寬仁 2 · 10 · 8	寬仁 1 · 12 · 18	
所修密教。皆莫不鎮護國家之主要。抑謹案傍例。勤修御願之處。或置阿闍梨定修僧。請被殊蒙天恩因准傍例。宮中真言院定置阿闍梨二人勤仕御願狀。大僧正法印大和尚位濟信誠惶誠恐謹言。	右弘法大師以去承和元年准太唐國例禁中申立真言院。安置兩部尊像奉祈天朝寶祚。勤修三密秘法誓護國家豐饒之庭矣。就中年首吉祥御願七ヶ日夜之間。勤修息災・增益二種護摩并每月晦御念誦。二季孔雀經御修法等。既為恒例。御願敢以無怠。凡安置仏像	今日於五ヶ處被行攘疫癘法 <small>不動法者</small> 真言院中大僧正濟信。天台山 <small>北方</small> 座主權僧正院廣。三井寺 <small>東方</small> 前僧都心譽。東寺 <small>南方</small> 律師仁海。仁和寺 <small>西方</small> 律師成典。宮中真言院定置阿闍梨二人勤仕御願狀。	被發遣仏舍利使事。今日被發遣奉仏舍利於京畿・外國神社之使 <small>沙弥</small> 。 <small>五十七社</small> 靈納仏舍利粒。發遣 <small>設木塔内</small> 靈盃得占木許。	『可被奉仏舍利使々剃頭受戒事真言院』被奉神社之仏舍利使々。今日於真言院剃頭。令受沙弥戒。僧綱・阿闍梨・內供所進也。有進。沙弥之人。即令受沙弥戒十一日被	有定。被延可被奉諸社仏舍利度者等使可立事。明年二月許可被立云々。 <small>色上御即位後第二年被立此時御使依舊例可被延也。</small>	小右記	左經記	向遠國仍待和暖氣可被立使者（後略）

48	47	46	45	44	43	
1040	1040	1039	1029	1027	1022	
長曆 4 · 10 · 19	長曆 4 · 1 · 14	長曆 3 · 1 · 8	萬寿 4 · 9 · 7	治安 2 · 6 · 4	私云真言院春秋二季孔雀經御修法者。円融院御願也。（中略）或記云。寛弘六年正月廿五日。僧正雅慶。真言院孔雀經法始行之云々。 <small>大僧正濟信於真言院行孔雀經法。亦前僧都心於本御事所行不動出。</small>	令以勤其役者也。主于当院勤修御願。其役修僧員既少。准唐国内道場青龍寺僧之例。以東寺長者為大阿闍梨。以同定額互為修僧與請用之間。或叶本寺之役。或称公家之違。殆可闕院家御願。望請殊蒙天裁。東寺定額僧之中。撰定練行密教之僧二人。被定置院家之阿闍梨令修二種之護摩。令勤万代之御願。今勤事狀謹請天裁。
治安二年五月廿八日						
春記	春記	春記	小右記	小右記	東寶記七	
閑白命云。真言院五大尊。十二天像等經年序朽損。仍以丹後講師政円令圖繪。以其功可令重任之由。可仰上卿者。仍奏此旨了。	御斎会内論義（中略）次僧侶參上。權僧正成典。加持御藥。伴僧正奉仕真言院御修法之間。依東寺長者也。是例事也	於真言院有修法。是例事。名香等同申請云々。藏人具御衣向彼所云々	大僧正濟信於真言院行孔雀經法。亦前僧都心於本御事所行不動出。	大僧正濟信於真言院行孔雀經法。亦前僧都心於本御事所行不動出。	大僧正濟信於真言院行孔雀經法。亦前僧都心於本御事所行不動出。	

				49
1073				1071
延久 5 · 11 · 10				延久 3 · 1 · 8
美作国雜掌久米成安解申進上真言院孔雀經法料米事 合六十石 右當年料進上如件 延久五年十一月十日 雜掌久米成安	右大臣家送狀（前略） 右大臣家 奉送（中略） 右八省御斎加供料真言院方依例奉送如件 延久三一正月十日 知家事中官屬大秦口	右大臣家送狀 右大臣家 奉送（中略） 右真言院今日加供料奉送如件 延久三年正月九日案主安部（花押）（後略）	右大臣家送狀 右大臣家 奉送（中略） 大東急記念文庫文書	閑白家政所送狀 （前略）閑白太政大臣家政所 奉送（中略） 右真言法所加供料奉送如件 延久三年正月八日 令散位紀朝臣長口
東寺百合文書工	大東急記念文庫文書			大東急記念文庫文書

55		54	53	52	51
1076		1076	1075	1075	1074
承保 3・ 2・ 21	承保 3・ 1・ 16	承保 3・ 1・ 25	承保 2・ 1・ 11	承保 少僧都良深 近江国前雜掌安成安解 合陸拾斛 右真言院納。去延久三年料進上如件 承保三年正月十六日 前雜掌安成安	如意輪瑜伽法要一帖 奧書 承保元年九月十五日於真言院奉受了 康和三一二月廿六日伝受石松房了
護摩法略抄一帖 奧書 承保三年二月廿一日於真言院書了僧重安	宮中真言院枚返抄 檢納米陸拾斛 右真言院季御修法。去延久参年料米所進檢納如件。故返抄 承保参年正月廿五日	東寺百合文書工 東寺百合文書工 白河本東寺文書七十 二	石山寺聖教第十七箱	長者成尊權少僧都正月七日卒。良深權少僧都。依宣旨為准長者。先勤仕真言院御修法	東宝記七
東京お茶の水図書館 成寶堂善本書目					

58		57		56
1080		1079		1078
承暦 4・ 6・ 2	承暦 3・ 3・ 2	美作国雜掌久米成安下文案 右真言院孔雀經御修法料内進上如件 承暦三年三月二日 合併解 右真言院御修法料内進上如件 承暦三年三月二日 合併解 右真言院孔雀經御修法料 承暦四年六月二日	右真言院孔雀經御修法料内。可奉下之状如件 承暦三年三月二日 美作国雜掌久米成安解申進上米事 合併解 右真言院御修法料内進上如件 承暦三年三月二日 合併解 右真言院孔雀經御修法料 承暦四年六月二日	東寺百合文書 東寺百合文書工
				阿闍梨伝燈大法師位範俊解 弁申權律師義範陳申可執行曼荼羅寺雜務由條々相遺狀 一為門徒上膳者。不依付屬。可執行寺務由不当事 (前略)就中權僧正覺源者仁海平生之日。申下法眼并東寺准長者 言院後七日御修法并御香水加持事等。(後略) 一、義範稱先師病惱間。範俊不一法由不当事 (前略)範俊雖不肖之身。忝伝受件法。已持一心。敢无忘失。又真言院後七日御修 法并晦御念誦等。皆有口伝。(後略) 承暦二季七月十日 阿闍梨伝燈大法師位
				東寺觀智院文書

64	63	62	61	60	59
1086	1086	1085	1082	1080	1080
応徳 3・7・ 29	応徳 3・1・ 8	応徳 2・1・ 8	永保 2・7・ 16	承暦 4・8	承暦 4・7・ 12
以辭 請真言院孔雀經御修法料米事 (中略)	長者權少僧都定賢後七日法行之。於大膳職被行之於三條殿加持香水 右。件米三ヶ年料依応徳三年七月十九日序宣。相加運質雜用。宣旨御斗。所請如件。	定賢猶大膳職被行之	僧都定賢於大膳職被行。為去年大風真言院顛倒故也 後七日法行之去年為大風顛倒仍於大膳職所修之。於三條殿加持香水	云々 今日神泉苑以阿闍梨範俊被行請雨經法。(中略)範俊。此間於真言院勤修愛染王。 承暦肆年捌月 日 都維那法師	東寺返抄 美作国 右宮中真言院季孔雀經御修法米去承保元二三年。承暦元二三并陸ヶ年料 所進檢納 如件 故返抄
東寺百合文書ヤ	東寺長者補任	覺禪抄後七日上	東寺長者補任	祈雨日記	東寺文書甲外 檢納米參百陸拾斛 師記

70	69	68	67	66	65	
1097	1095	1093	1088	1087	1087	
永長 2 · 1 · 14	嘉保 2 · 1 · 14	寛治 7 · 9 · 26	寛治 2 · 8 · 17	寛治 1 · 4 · 18	代初觀音供於真言院被行事 心德四年正月十八日（中略）受禪以後未被行觀音供。（中略）院宣云。於禁中 未被行仏事。於真言院可被行。隨被奉渡仁壽殿御仏。差遣出納義經。安置真言院。 遣召定賢僧都令修之	心德三年七月廿九日 使僧（花押） 三僧記類聚七
此夕從真言院參內之次。法印定賢先於北陣方令奏慶由 去晦日假 法印也	內論義於南殿被行。（中略）抑東寺長者法務定賢從真言院欲參內間仁和寺大衆 五八人頗 成訴防之。數剋沙汰行事弁時範奏事由。遣史広親仰宣旨。及曉更事了。頗奇恠者 四口	被修孔雀經法云々阿闍梨醍醐座主（勝覺）也。予大威德法修之。阿闍梨靜慶。伴僧 後二條師通記	請真言院孔雀經御修法料米事 合佑式捨陸斛 正米百廿石 車力六石 右。去年以往二ヶ年料年別六十石。相加運貨雜用。宣旨御斗定。所請如件 寛治二年八月十七日 僧（花押）	觀音供於真言院被行之 東寺百合文書々 為房卿記		
中右記	中右記					

74	73	72	71	
1108	1108	1108	1102	1097
嘉承 3 ・ 7 ・ 27	天仁 1 ・ 1 ・ 8	嘉承 3 ・ 1 ・ 8	康和 4 ・ 6	永長 2 ・ 閏 1 ・ 25
東寺所司等解 申請 天裁事 請殊蒙 天裁。 因准傍例。 以筑前國講說師永譽重住功。 被修複宮中真言院三幅五大 尊并十二天等像狀 (中略) 而件真言院者為東寺別院。 每年正月為鎮護國家。 天下泰平。 被修後七日御修法之間。	御齋會始。(中略) 真言院御修法并御齋次大元法此名香余進之。(後略)	寬助大僧正自此日於真言院令勤修後七日御修法 同二・永長元・承德元・二・康和元・二年料・色目同前 右。彼國并七ヶ年所當料所進。檢納如件。故返抄 康和肆年陸月 日 都維那	東寺放返抄 美作國 檢納宮中真言院孔雀經御修法料米事 嘉保元年料米陸拾斛 東寺文書禮	請申東寺真言院御修法料米事 合佰式拾陸石也 正米百廿石 車力米六石 右嘉保二永長元年并一ヶ年料 永長二年正月廿二日厅宣。使是元所請申如件。仍為 後日沙汰請文以辭 永長二年壬正月廿五日 秦(花押)
東寺百合文書し	殿曆	仁和寺御伝		東寺百合文書ヤ

	77	76	75	
	1115	1112	1109	
	永久 3・1・8	天永 3・6・16	天仁 2・7・28	
盛助大德 <small>舍利守</small>	永久三年真言院後七日御修法請僧事 阿闍梨權僧正法印大和尚位寬助 胎藏界 覺智阿闍梨 兼覺阿闍梨 任賢入寺 <small>五人尊供師</small> 定觀入寺 覺任入寺 <small>十二天供師</small> 賴善入寺 <small>諸神供師</small> 俊助大德 雅祐大德	十七日今日被奉舍利於諸社。便僧於真言院有受戒事。今朝雅兼未云。東大寺戒和尚辭退不參。 塔內舍利御覽（中略）五位藏人行事雅兼向真言院立便等	今日被奉舍利於諸社也。（中略）五位藏人召雅兼。八幡・宇佐・春日等御而次者山階寺和尚戒円依召參上。	於真言院始六字法。夢想御祈也 今夜於真言院始六字法。寬助法印。夢想御祈也
	東寺百合文書ふ	殿曆	修法要抄	仁和寺御伝

83	82	81		80	79	78	
1127	1123	1123		1121	1117	1116	
大治 2 · 3 · 15	保安 4 · 12 · 30	保安 4 · 2 · 19		保安 2 · 12 · 4	永久 5 · 1 · 8	永久 4 · 10 · 27	
云々 (中略)	長者大僧正寬助申置阿闍梨二口於真言院 <small>以庄次僧正尼安 共被申置云々</small>	寬助大僧正申置阿闍梨二口於真言院 <small>仁和寺御傳</small>		一字金輪儀軌一帖 奧書天仁二年八月十五日書寫了 「同年同月十一日於真言院移点之了 於真言院申時許奉請了 保安二年十二月四日奉受了 (梵字)」	中一人大行事 月勤文	真言院御念誦事 永久四年十月廿七日真言院晦御念誦每月以定額僧一人可令勤仕之 永嚴アサリ今 月勤文	大行事威儀師兼俊 小行事慶珍 本供物請金剛丸 安倍時道 以前交名等如件
東宝記二	東寺長者補任	仁和寺御伝		石山寺儀軌甲箱	仁和寺御伝	三僧記類聚十二	
或記云大治二年三月十五日夜。東寺寶藏炎上之時。真言院五大尊十二天燒亡之間。 長者勝覺僧正仰覺仁威儀師新令図絵之。以小野經藏大師御筆本十二天五大尊摸図							

88	87	86		85	84	
1157	1148	1144		1142	1141	
保元2・1・8	久安4・1・6	天養1・10・1		康治1・1・5	永治1・1・8	
御斎会始右小弁俊憲奉行真言院法。第二長者静灌權僧都勤修之	権大僧都寛遍正月六日加任二長者宣下後七日法行之（中略）十一日執行勝俊參賀真言院有對面	今日一代一度仏舍利使。沙弥五十五人於真言院受戒。	十八日。寛信來清談之。次云天延之此定照僧都 <small>興福寺別院重 寺長者相兼</small> 勤仕御修法之間奉仕御斎會問者其後無此事今復古為悅余令護身。寛信云仁壽殿觀音供養寬助僧正稱有事煩渡真言院歟。此後於真言院行之伝聞	今年後七日御修法權少僧都寛信勤行云々。依定海所勞其以後可補長者也。件寛信斎会 <small>十四日</small>	台記	東寺長者補任
兵範記	東寺長者補任	本朝世紀				

95	94	93	92	91	90		89
1178	1178	1178	1177	1169	1168		1167
治承 2・ 1・ 15	治承 2・ 1・ 14	治承 2・ 1・ 8	安元 3・ 4・ 28	仁安 4・ 1・ 8	仁安 3・ 1・ 8	真言院御修法一長者法務禎喜勤行	仁安 2・ 1・ 8
覺新阿闍梨來曰　今日辰時許。為奉迎御衣藏人參向真言院大僧正被出逢。（中略） 次藏人取御衣帰參內裏。自十二日加持香水。去夜被參內。被候加持香水（中略）令 左中將召僧正々々被參御所。令触御手於衲并念殊御（中略）今晚被帰真言院	後日覺親阿闍梨來曰真言院後七日御修法大僧正禎喜被勤仕罷入伴僧真言院未造畢 <small>去年四月廿八日大燒 難燒亡之時間燒失</small> （中略）造進之堂并阿闍梨宿所。行事所屋。四足門等。雖令造未構彼伴 僧宿所供所。如九間屋未造仍用行事所屋於鋪設者先々自東寺運之（後略）	有修正御幸	長者大僧正禎喜後七日法行之。加持香水大内裏。於真言院成吉書	真言院御修法東寺長者法務禎喜勤行	真言院御修法東寺一長者法務權僧正禎喜奉行藏人隨身御衣行向	兵範記	兵範記
山槐記	山槐記	東寺長者補任	百練抄八	玉葉	兵範記	兵範記	東寺長者補任

97	96	
1183	1181	
寿永 2・1・8	治承 5・3・24	
權僧正定遍後七日法行之 <small>去年大極殿真言院燒失云々今奉詔書狀</small>	春除自始事（中略） 申左右兵衛尉（中略）平重能真言院曼荼羅并御斎会功	有修正御幸
東寺長者補任	吉記	